

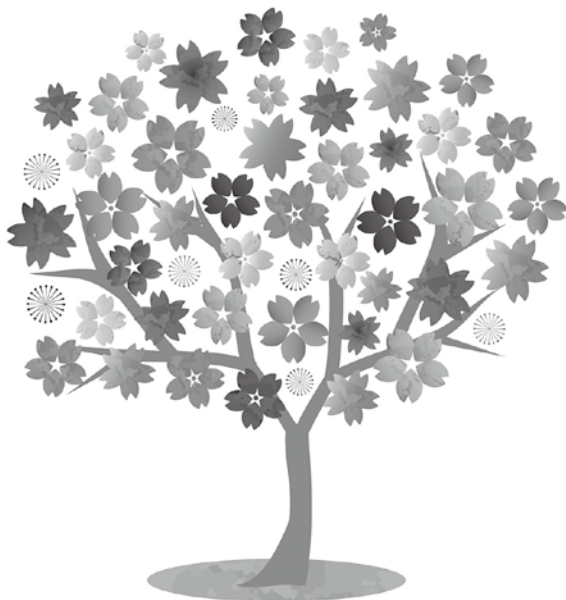
## (4) 伊予郡松前町

### ① 各種の相談窓口について

お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
小児慢性特定疾病に関すること 子どもの病気や障がいに関する不安や悩み 病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み 同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室  〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX： 089-916-6035 E-mail： lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00～17:00
福祉サービスに関すること	福祉課  〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631番地 障がい福祉係	電話：089-985-4112	平日 8:30～17:15
保育所や幼稚園、一時預かりについて	子育て・健康課  〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631番地（松前町総合 福祉センター2階） 保育幼稚園係	電話：089-985-4116 FAX：089-985-4158	平日 8:30～17:15
病気や障がいのある子どもの就学に関わる相談について	学校教育課  〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631番地（庁舎4階） 学校教育係	電話：089-985-4134 FAX：089-985-4149	平日 8:30～17:15
子育て、発達、虐待、不登校、いじめなど、子どもに関すること、子育てに関することについて	青少年補導センター 人権教育協議会	電話：089-985-4143 FAX：089-985-4149	平日 8:30～17:00
子どもの医療費に関すること 手当てや助成について	詳細はガイドブックP104～		

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
障がい者手帳に関すること	福祉課 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631番地 障がい福祉係	電話：089-985-4112	平日 8:30～17:15
難病に関すること	中予保健所健康増進課 難病・母子保健係 〒790-8502 愛媛県松山市 北持田町132番地 愛媛県中予地方局2階	電話：089-909-8757 FAX：089-931-8455	平日 8:30～17:15
発達障がいに関する こと	愛媛県 保健福祉部 発達障がい者支援セ ンター あい♥ゆう 〒791-0212 東温市田窪2135	電話：089-955-5532 FAX：089-955-5547	平日 8:30～17:15



## ② 子育て支援について

子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

### ○ 松前町子育て関連総合窓口

<https://www.town.masaki.ehime.jp/site/allkosodatetop2/kodomonokenkou.html>



### ○ 月齢別の保健サービス

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
ママ☆キッズのすこやか相談	保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが、妊婦さんやお子さんと保護者の方のための健康相談を行っています。	妊婦、0～6歳のお子様の保護者	子育て・健康課 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地 (松前町総合福祉センター2階) 子育て支援係 電話：089-985-4189 FAX：089-985-4158
にこにこ4カ月相談	4か月の赤ちゃんの子育てのポイントを学んだり、身体計測や子育ての相談を行います。読み聞かせ、赤ちゃんとのスキンシップなども行います。身体計測、育児講座（図書館の紹介、絵本の読み聞かせ、ふれあい遊び）、健康相談、ブックスタート月1回(水)に開催。	生後4か月の赤ちゃん	
わくわく離乳食スクール	5、6か月頃から1歳6か月ごろまでの離乳食全般について、講習会を行っています。離乳食の進め方についての栄養士のお話。2か月に1回開催。	松前町に住民票のある妊婦および7か月児未満の保護者 0～1歳6か月頃で離乳食期の児の保護者	
もぐもぐ相談	離乳食や子どもの食事に関する個別栄養相談を行っています。毎月1回実施。		

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
発達相談	子どものことばや体の発達についての相談や、子育ての悩みに対する個別相談を行います。 ※予約制。事前に電話等での予約必要	松前町に住民票のある発達や子育ての心配がある乳幼児等とその保護者	子育て・健康課 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地 (松前町総合福祉センター2階) 健康増進係 電話：089-985-4118 FAX：089-985-4158
家庭訪問・未熟児訪問	出生体重2,500g以下の児や、希望者の自宅に、保健師が訪問し、身体測定や発育発達、子育てや健康についての相談や保健指導を行います。	妊婦や乳幼児、出生体重2,500g未満の方、希望者	子育て・健康課 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地 (松前町総合福祉センター2階) 子育て支援係 電話：089-985-4189 FAX：089-985-4158
乳児一般健康診査 ※乳児一般健康診査受診票を使用して、2回無料で受診可能。	県内の医療機関(小児科)において受診することができます。	・生後3～6か月 ・生後9～11か月	
6～7か月児健康診査 (集団健診)	問診、発達チェック、医師の診察、個別相談(健康・栄養)	6～7か月の子ども	
1歳6か月児健康診査 (集団健診)	問診、歯科健診、歯科相談、身体相談、診察、個別相談(健康・栄養・育児)	1歳6か月～2歳未満の子ども	子育て・健康課 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地 (松前町総合福祉センター2階) 健康増進係 電話：089-985-4118 FAX：089-985-4158
3歳児健康診査 (集団健診)	問診、歯科健診、歯科相談、身体相談、診察、視力スクリーニング、個別相談(健康・栄養・育児)	3歳6か月～4歳未満の子ども	



## ○ 子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」

妊娠期から子育て期に関するワンストップ相談窓口です。松前町の子育て世代に寄り添った相談・支援を行っています。そのほか、妊娠中の方や子育て世代向けの教室・サークルを実施します。

〒791-3120 伊予郡松前町筒井710-1 電話:089-985-4151

子育て相談等について 電話:089-985-4189

サークルについて 電話:089-985-4151

## 親子ふれあいサークル

サークル名	内容	対象	場所	時間
*職員が公民館に出向き、親子遊びを提供します。				時間は変動することがあるため、詳細は子育て支援係 電話:089-985-4151 まで
ほほえみ	異年齢の子どもや校区の親子と交流できます。	登録の親子	東公民館	
			西公民館	
			北公民館	
			松前ひまわり保育所	
*福祉センターで親子遊びを楽しみます。				
ひまわり	ひよこ0歳	子どもの成長に合わせた年齢ごとのサークルです。	登録の親子	総合福祉センター内 集会室 他
	うさぎ1歳			
	くま2歳以上			
はぐはぐの日	保育士と関わりながら遊べます。		総合福祉センター内 あそびステーション	



## 子育てフレンドサークル

サークル名	内容	対象	場所	時間
*親子の友達づくりの機会として、また親の情報交換や自主的な活動を楽しむ場として活用できます。				<b>時間は変動することがあるため、詳細は子育て支援係 電話:089-985-4151 まで</b>
リラックスタイム	親のリフレッシュを目的としたコースです。(託児あり)	登録の保護者	総合福祉センター内 集会室 他	
あそび工房	親の興味に応じた活動を行います。(託児ある場合あり)			
ブックフレンドパーク	絵本の読み聞かせの後、あそびステーションにある絵本を親子で楽しめます。	登録の親子		
ファミリー	子育てに関わる方どなたでも参加できるサークルです。 託児所ある場合あり	登録の子育て家庭 (町内在住)		
サーキット	いろいろな遊具で身体を動かして遊びます。			
*町内の保育所・保育園や公立幼稚園にて親子で遊びます。				<b>幼稚園・法人 10:00~11:30 公立保育所 10:30~11:30</b>
まさきっこ	*給食希望者は、10:30~食後までの参加で予約が必要	登録の親子	公立保育所、幼稚園、法人保育園	
*保護者向けの育児に関する学習体験の場です。				<b>10:00~11:30</b>
親でスクール	子育てに役立つ内容のお話が聴けます。	登録の保護者	総合福祉センター内 集会室 他	

## ○ ファミリー・サポート・センター（電話：089-960-3269）

すべての子育て家庭に対して、仕事と子育ての両立を支援するとともに、身近な地域社会の中で子育てしやすい環境づくりを目指して、子育ての援助を受けたい方（利用者）と、子育ての援助を行いたい方（サポーター）を組織して、子育て援助活動を支援する事業のことです。

\*利用登録の条件：

松前町及び近隣市町村に在住の方、勤務地が松前町の方、0歳～中学生までの子ども

区分	利用時間			利用料金
一般子育て援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設の送迎や保育時間前後の預かり</li> <li>・ 学校や放課後児童クラブ、習い事の送迎やその前後の預かり</li> <li>・ 保護者が病気や用事で子どもの世話ができないときの預かり</li> <li>・ 保護者が短時間・臨時的に仕事があるときの預かり</li> <li>・ 保護者の育児不安等による預かり</li> </ul>	平日	8:00～20:00	1,000円／時間
			上記以外	1,100円／時間
		土曜日 祝日	8:00～20:00	1,100円／時間
			上記以外	1,200円／時間
緊急子育て援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病児、病後児の預かり</li> <li>・ 保育施設等から病児の送迎</li> <li>・ 保護者の急な残業、出張等による宿泊を伴う預かり</li> </ul>			1,200円／時間

詳細は、松前町HP

<https://www.town.masaki.ehime.jp/site/allkosodatetop2/16069.html>



### ③ 手当や年金について

お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校終了前の児童）を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円/月（一律）</li> <li>・3歳～小学生 10,000円/月 （第3子以降は15,000円）</li> <li>・中学生 10,000円/月（一律）</li> </ul> <p>※所得制限限度額以上の場合 5,000円（一律）</p>	<p>松前町に住民登録があり、中学校終了前の児童を養育している父母等のうち、児童の生計を維持する程度の高い方</p> <p>※公務員の方は、職場に申請します。</p>	<p>子育て・健康課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 （松前町総合福祉センター2階） 児童福祉係 電話： 089-985-4114</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども1人の場合 43,160円～ 10,180円/月</li> <li>・2人目 10,190円～ 5,100円/月 加算</li> <li>・3人目以降 1人につき 6,110円～ 3,060円/月 加算</li> </ul>	<p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が離婚した児童</li> <li>・父（または母）が死亡した児童</li> <li>・父（または母）が重度の障害にある児童</li> <li>・父（または母）の生死が明らかでない児童</li> <li>・父（または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> </ul> <p>など</p> <p>※所得制限あり</p>	



	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養 手当	精神または身体に中度以上 の障がいのある20歳 未満の児童を養育してい る父または母、もしくは 父母に代わってその児童 を養育している方に支給 される手当です。  ・重度(1級障害) 52,500円/月 ・中度(2級障害) 34,970円/月	①児童が施設に入所し ていないこと ②障がいを理由とした 公的年金を受けていな いこと ③受給者、配偶者、扶 養義務者の所得が一定 の額以下であること	福祉課  〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 障がい福祉係  電話： 089-985-4112
	障害児福祉 手当	精神または身体に重度の 障がいがあり、日常生活 において常時特別の介護 を必要とする20歳未満の 方に支給される手当です。  14,880円/月 ※ 令和2年4月改定	20歳未満で、常時介護 が必要であり、身体障が い(1級と2級の一部) や知的障がい(IQ20以 下程度)のある児童で、 以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶 養義務者の所得が一定 の額以下であること ②施設に入所していな いこと ③障害年金などの障が いを支給条件とする公 的給付を受けていない こと	
	特別障害者 手当	障がい重複するなど精 神または身体に著しく重 度の障がいがあり、日常 生活において常時特別の 介護を必要とする在宅の 20歳以上の方に支給さ れる手当です。  27,350円/月 ※ 令和2年4月改定	20歳以上で、日常生活 で常時特別の介護が必 要であり、障害年金の 1級程度の障がいが重 複しているなど、著し く重度障がいの状態に ある方で、以下の条件 である方 ①受給者・配偶者・ 扶養義務者の所得が一 定の額以下であること ②施設に入所していな いこと ③3か月以上連続して入 院していないこと	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p><b>令和3年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級 976,125円/年 +子の加算</li> <li>・2級 780,900円/年 +子の加算</li> </ul>	<p>●20歳前の障がい 20歳前に病気やけが、障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間に国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>町民課</p> <p>〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 (庁舎1階) 住民係(年金担当)</p> <p>電話： 089-985-4106 FAX： 089-985-4148</p>
制度	心身障害者 扶養共済制度	<p>心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障害の状態になった後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。</p>	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①松前町に住所があること</li> <li>②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること</li> <li>③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること</li> <li>④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。</li> </ol>	<p>福祉課</p> <p>〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 障がい福祉係</p> <p>電話： 089-985-4112</p>



## ④ 医療費等の助成や給付について

お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

### ●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども 医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	松前町に住民登録があり、いずれかの健康保険に加入している、0歳～中学3年生まで（15歳到達年度の3月31日まで）の子ども	子育て・健康課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 （松前町総合福祉センター2階） 児童福祉係 電話： 089-985-4114
ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	①ひとり親家庭の母または父及び児童（未婚で20歳に達した日の前日が属する月末まで） ②父母のいない児童 ③母または父が重度心身障がい者の家庭の障がい者でない母または父及び児童  ※所得制限等の要件あり	子育て・健康課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 児童福祉係 電話： 089-985-4114
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を給付します。	出生体重が2,000g以下、もしくは医師が入院養育を必要と認めた場合（1歳未満）  ※生計を同一にする世帯全員に課税された市町村民税の合計額により、世帯の月額自己負担額が決定されます。	子育て・健康課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 児童福祉係 電話： 089-985-4114
小児慢性特定 疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	中予保健所健康増進課 〒790-8502 松山市北持田町132番地 難病・母子保健係 電話： 089-909-8757 FAX： 089-931-8455 E-mail： chu-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp

助成・給付	内容	対象	窓口
難病の医療費助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方または、上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②松前町に住所を有している方 ③公的医療保険(国民健康保険や健康保険など)に加入している方、または生活保護受給者	中予保健所健康増進課 〒790-8502 松山市北持田町132番地 難病・母子保健係 電話： 089-909-8757 FAX： 089-931-8455 E-mail： chu-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、療育手帳B（中度）かつ身体障害者手帳（3～6級）のいずれかに該当する方  ※精神障害者保健福祉手帳は対象外としており、所得制限はありません。	福祉課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 障がい福祉係 電話： 089-985-4112
育成医療（自立支援医療）	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③松前町に住民登録があること  ※所得制限等の要件あり	

助成・給付	内容	対象	窓口
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療 医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	福祉課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 障がい福祉係  電話： 089-985-4112
更生医療 (自立支援医療)	指定自立支援医療機関で受ける、18歳以上の身体障がいのある方の医療費が1割負担になります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、愛媛県福祉総合支援センターで給付が必要と認められた方	

## ●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定 疾病児童等 日常生活用具 給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	①小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方 ②障害者総合支援法などの他の施策対象外の方 ③在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方	福祉課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 障がい福祉係  電話： 089-985-4112
補装具費の 支給	身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付及び修理に要する費用の支給を行います。	○視覚障がい …視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ○聴覚障がい …補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る) ○肢体不自由 …義肢、装具、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保持具、	

給付	内容	対象	窓口
		<p>排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意志伝達装置</p> <p>※座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具は障がい児に限る</p>	<p>福祉課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 障がい福祉係</p>
<p>日常生活用具 給付</p>	<p>心身障がい者等が 在宅での日常生活 をより円滑に行う ための用具を給付 します。</p>	<p>○視覚障がい …視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、音声式体温計、点字図書、音声式体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具</p> <p>○聴覚障がい …聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置</p> <p>○肢体不自由 …便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、訓練いす、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、T字つえ、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）、情報・通信支援用具</p> <p>○内部疾患・その他 …透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、人工喉頭、ストーマ用装具、紙おむつ（乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害）、収尿器</p> <p>※ 原則1割負担。また所得に応じて月額負担上限額あり</p>	<p>電話： 089-985-4112</p>



## ⑤-(a) 訪問看護について

訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

\*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P181参照

## ⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	福祉課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 障がい福祉係 電話： 089-985-4112
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せず社会生活上の適応行動に障がいをとまう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せず社会生活上の適応行動に障がいをとまう方	
③	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	

## ⑤-(c) 障害福祉サービスについて

### ○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

\* 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P181参照

### ○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

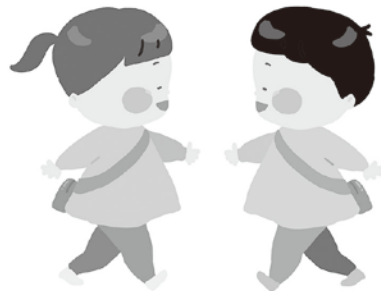
●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもが、児童発達支援センターや事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援サービスには、センターと事業所があります。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児 ①町等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童等	松前町役場 福祉課 障がい福祉係  〒791-3192 愛媛県伊予郡 松前町大字筒井 631番地  電話： 089-985-4112 FAX： 089-984-8951
②	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がい等の状態にある障がい児であつて、障害児通所支援を利用するため外出するが著しく困難な障がい児	



	サービス	内容	対象	窓口
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児	<b>松前町役場 福祉課 障がい福祉係</b>  〒791-3192 <b>愛媛県伊予郡 松前町大字筒井 631番地</b>  <b>電話：</b> 089-985-4112 <b>FAX：</b> 089-984-8951
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や学校の休業日において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスです。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児	

\* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P181参照



## ○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター  〒790-0811 愛媛県松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内  電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援や助言 ・身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	

\* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P181参照

## ●居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

## \* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	松前町役場 福祉課 障がい福祉係  〒791-3192 愛媛県伊予郡 松前町大字筒井 631番地
	重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせ、包括的に提供します。	障害支援区分6に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方 ①重度訪問介護の対象者であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態の者のうち人口呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上の者 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	電話： 089-985-4112 FAX： 089-984-8951
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方(医療型短期入所は別の要件あり) ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上であつて障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	同行援護アセスメント票の項目中、「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	<b>松前町役場福祉課障がい福祉係</b> 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話：089-985-4112 FAX：089-984-8951
	移動支援事業	在宅の障がい者及び障がい児に余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。	①視覚障がい者（児）であって、身体障がい者の手帳1・2級以上の方またはそれに準ずる者 ②全身性障がいのある者（児）（身体障がい者手帳肢体不自由1級かつ両上肢1級または2級の者） ③知的障がいのある方 ④精神障がいのある方	
	日中一時支援事業	在宅の障がい者（児）の介護者の急病時等に宿泊を伴わない一時預かりを行っています。	①知的障害厚生相談所において知的障がいがあると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者	
	訪問入浴	身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。	在宅の身体障がい者で、移送が困難で自宅浴室でヘルパーによる入浴介助が困難な身体障がい者手帳1級、2級に該当する者	



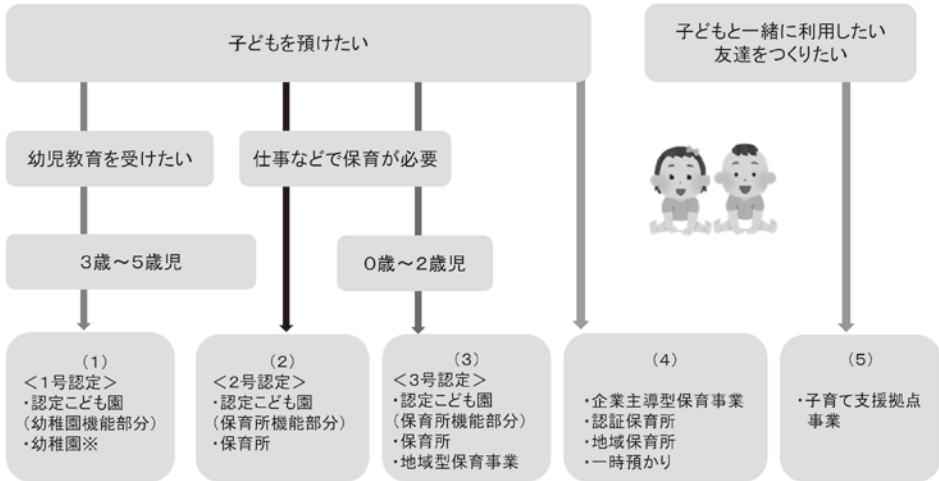
	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	総合支援資金	①生活再建までの間に必要な生活費用 ②住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ③生活を維持するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	愛媛県 社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課 〒790-8553 愛媛県松山市 持田町三丁目 8番15号 電話： 089-921-8384 FAX： 089-921-5289
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</li> <li>・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>		または 松前町 社会福祉協議会 〒791-3120 伊予郡松前町 筒井710-1 電話： 089-985-4144 FAX： 089-985-3921
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		

	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	教育支援費 就学支度費	○教育支援費 高等学校、大学又は高等 専門学校に就学するた めの経費 ○就学支援費 高等学校、大学又は高等 専門学校への入学に際し 必要な経費	低所得世帯、障がい 者世帯、65歳以上の 高齢者の属する世帯等	愛媛県 社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課 〒790-8553 愛媛県松山市 持田町三丁目 8番15号 電話:089-921-8384 FAX:089-921-5289 または 松前町 社会福祉協議会 〒791-3120 伊予郡松前町 筒井710-1 電話:089-985-4144 FAX:089-985-3921
	不動産担保 型生活資金	低所得の高齢世帯に対し、 居住用不動産を担保とし て生活資金を貸し付ける		
	要保護世帯 向け不動産 担保型生活 資金	要保護高齢者世帯に対し、 居住用不動産を担保とし て生活資金を貸し付ける		
	臨時特例つ なぎ資金	住居のない離職者のうち、 公的給付制度（失業等給 付、住居確保給付金、生 活保護、職業訓練受講給 付金）や公的貸付制度の 開始までの生活に困窮し ている場合に貸し付ける 少額の費用		



## ⑥ 入園について

### ○保育所等の利用について



※松山市HPより引用

※幼稚園のうち、私立幼稚園には、新制度に移行している幼稚園と新制度に移行していない幼稚園があります。新制度に移行していない幼稚園への入園を希望する場合は、1号認定を受ける必要はありません。

子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓口	
幼稚園	なし	3～5歳	新制度に移行していない幼稚園	認定なし	子育て・健康課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 (松前町総合福祉セン ター2階)保育幼稚園係
			新制度に移行している幼稚園	1号認定	
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)		電話： 089-985-4116 FAX： 089-985-4158
			保育所機能部分(2号認定)		

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓口
認定こども園	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定	子育て・健康課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 (松前町総合福祉センター2階)保育幼稚園係  電話： 089-985-4116 FAX： 089-985-4158
保育所		3～5歳	2号認定	
		0～2歳	3号認定	
地域型保育事業		0～2歳	3号認定	
企業型保育事業、 認証保育所、 地域保育所		0～2歳	認定なし	
子育て支援 拠点事業	なし	0～5歳	認定なし	

### ○一時預かりについて

家庭で保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、主に昼間、保育所や幼稚園等で一時的に子どもを保育します。

#### ・松前町内の一時預かり実施の施設

種類	預け先	条件	問い合わせ先
認定こども園 エンゼル幼稚園	伊予郡松前町 西古泉561-1	松前町に在住で、保育園や幼稚園に在籍していない満1歳（歩行と幼児食が可能であること） ～就学前までの子ども	エンゼル幼稚園  電話： 089-984-6411





## ○病児・病後児保育について

……保護者の就労等の理由により、病気中のお子さん（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、専用施設において、一時的（連続して7日間を限度）に預かりをする保育です。平成28年11月1日から、松山市の病児・病後児保育実施施設を松前町のお子さんも利用できるようになりました。また、同日から松山市のお子さんも、松前町のむかいた小児科の病児保育を利用できるようになりました。

## ・病児・病後児保育の実施施設

施設名		所在地・電話番号	利用時間	問い合わせ先
キッズハウス (むかいた小児科)	松前町	伊予郡松前町恵久美 792-1 電話：089-985-3929	平日 8:30～18:00 土曜日 8:30～12:30	各施設へ直接連絡 制度については、 子育て・健康課 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町 大字筒井631番地 (松前町総合福祉 センター2階) 電話： 089-985-4111
石丸小児科	松山市	松山市三番町六丁目 5番地1 電話：089-921-2918	平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～15:00	
芳村小児科医院		松山市保免西一丁目 2番1号 電話：089-971-0800	平日：8:30～18:30 土曜日：8:30～13:30	
天山病院		松山市天山二丁目 3番30号 電話：089-946-1515	平日：8:30～19:00 土曜日：8:30～12:30 ※R3.9.1から当面の間 18:30まで	
愛媛生協病院		松山市来住町 1091番地1 電話：089-961-1307	平日：8:00～18:00 土曜日：8:00～13:30	



## ⑦ 就学について

### ○特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学の場について、教育相談を行っています。

申し込み方法：在籍している園等を通じて申込み

問い合わせ先：松前町教育委員会 学校教育課 学校教育係（電話：089-985-4134）

### ○就学时健康診断

……就学予定者に対して、10月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言等を行います。例年9月下旬～10月中に在住校区の小学校から各家庭に案内があります。

問い合わせ先：松前町 学校教育課

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地(庁舎4階)総務係  
(電話：089-985-4125)

### ◇就学先

就学分類	概要	対象
通常の学級	通常の学級です。	
通常の学級＋ 通級指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行っていますが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

## ● 特別支援学級または通級指導教室を設置している松前町内の小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
北伊予小学校	伊予郡松前町大字 神崎226番地	089-984-1322	○	—
岡田小学校	伊予郡松前町大字 西高柳156番地	089-984-2249	○	○
松前小学校	松前町大字筒井 1175番地	089-984-1033	○	○

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。北伊予小学校児童は、他校通級となります。

## ● 特別支援学級または通級指導教室を設置している松前町内の中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
北伊予中学校	伊予郡松前町大字 神崎415-1番地	089-984-2254	○	—
岡田中学校	伊予郡松前町大字 渉昌農内443-1番地	089-984-1357	○	—
松前中学校	伊予郡松前町大字 浜963番地	089-984-1149	○	○

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。北伊予中学校と岡田中学校は、他校通級となります。



● 愛媛県内の特別支援学校

学校名	住所	電話番号	障がい種別
松山盲学校	松山市久万ノ台112	089-922-3655	視覚障がい
松山聾学校	松山市馬木町2325	089-979-2211	聴覚障がい
宇和特別支援学校 [聴覚障がい部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
しげのふ特別支援学校	東温市田窪2135	089-964-2258	肢体不自由・ 病弱
新居浜特別支援学校川西分校	新居浜市宮西町4-46	0897-31-1121	肢体不自由
宇和特別支援学校 [肢体不自由部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
みなら特別支援学校	東温市見奈良1545	089-964-2395	知的障がい
みなら特別支援学校 松山城北分校	松山市馬木町2325	089-979-5650	
今治特別支援学校	今治市桜井乙32-313	0898-47-0355	
宇和特別支援学校 [知的障がい部門]	西予市宇和町永長1287-1	0894-62-5135	
新居浜特別支援学校	新居浜市本郷3-1-5	0897-31-6656	
新居浜特別支援学校 みしま分校	四国中央市三島中央 3丁目2-23	0896-24-5625	
愛媛大学教育学部 附属特別支援学校	松山市持田町1丁目 5-22	089-913-7891	

